

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成30年3月28日(水曜日)
午後10時08分～午後11時30分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 猶 野 智 和 委 員 長 末 永 義 美 副 委 員 長
竹 岡 昌 治 委 員 徳 並 伍 朗 委 員
秋 山 哲 朗 委 員 安 富 法 明 委 員
下 井 克 己 委 員 岩 本 明 央 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
高 木 法 生 委 員 岡 山 隆 委 員
秋 枝 秀 稔 委 員 戎 屋 昭 彦 委 員
杉 山 武 志 委 員 荒 山 光 広 議 長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
綿 谷 敦 朗 議 会 事 務 局 長 大 塚 享 議 会 事 務 局 長 補 佐
篠 田 真 理 議 会 事 務 局 主 任
6. 説明のため出席した者の職氏名
西 岡 晃 市 長 篠 田 洋 司 副 市 長
石 田 淳 司 市 長 公 室 長 田 辺 剛 総 務 部 長
大 野 義 昭 市 民 福 祉 部 長 志 賀 雅 彦 建 設 農 林 部 長
西 田 良 平 観 光 商 工 部 長 金 子 彰 教 育 委 員 会 事 務 局 長
佐々木 昭 治 総 務 課 長 竹 内 正 夫 財 政 課 長
内 藤 賢 治 地 域 福 祉 課 長 河 村 充 展 高 齢 福 祉 課 長
7. 会議の次第は次のとおりである。

午後10時08分開会

○委員長（猶野智和君） ただいまより、予算決算委員会を開きます。

前回の本委員会で、平成30年度美祢市一般会計予算に対し修正案が提出され、提案に対する質疑で審査が中断しておりました。

今回、竹岡委員より委員長へ本委員会開催の申し入れがありましたので、本委員会を再開し審査を継続いたします。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 今、委員長のほうから経緯についてお話がありました。

二十日前、3月7日だったと思います。予算決算委員会で、山中委員が我々に配られていた資料をもとに、どこのどれがというお話があったんですね。その時、我々としては答えることができませんでしたので、委員長に対して暫時休憩をとっていただきたい、そして、3月7日現在の資料を要求いたしました。その後、我々は精査をしようということにとりかかりました。

秋山議員より、小学校の児童に対する遠距離通学補助金、325ページにあると思います。それから、中学校生徒に対する遠距離通学補助金、331ページにございます。それらを、修正議案を提出いたしました。それに対して、先ほども申し上げましたように、山中委員の質疑の中で、修正数字の整合性、つまり数的根拠のお尋ねがあったとっております。その折、私のほうから数字の精査をするために、3月7日時点の算出資料を執行部に求めました。

しかし、精査の作業に当たり、いろんな問題点が出てまいりまして、どうしても短期間での精査は不可能でありました。したがって、謹んで二十日間の時間をいただきましたが、精査ができなかったということに対して、お詫びを申し上げたいと思います。

その理由と申しますのは、一つには、制度改正は今年の5月から取り組みが開始されておりました。それは、遠距離通学補助金と学校統合による通学支援、さらには通学困難地域に対する支援の三本柱を一つの事業ということでの格差是正に取り組み、教育委員会の事務方では大変御苦労なされておりました。

1月の15日だったと思いますが、それまでは3キロという数字が出てこないまま、教育委員会では、いろんな方法を検討されておられるようでした。果たして、一本化すべきか大きな疑問が残りました。精査していく段階で、体制に矛盾があるんじゃないかということで、一部のところしか、まだ精査はできておりませんが、痛切にその

ことを感じたわけであります。

それから二つ目が、遠距離通学補助金は、旧条例では小学校が4キロ、中学校が6キロ、これは平たく言えば、交付税措置の基準に合わせていたということで、討論会も、私達このあいだにやらせていただきまして、お互いの意見交換もやりましたが、いわゆる4キロ、6キロを3キロにするということは、交付税対象にならない、自費で出していこうと。

ある議員さんにおかれましては、たかが600万じゃないかというニュアンス。こういう意見もありましたが、もっともっと精査していきますと、600万じゃなくてですね、例えば、美祢の於福地区でも1万5,000円、今までなかったものを出そうということになりますと、お金がもらえるならば、大嶺中に来ようという方もいらっしゃるだろうと思います。出てくると思います。

そうした中で、我々としては、学校通学区域の崩壊につながるんじゃないかという気持ちで、それでも精査していきましたが、いろんな疑問点が残りました。バスをやめて自転車通学されるのか、あるいは停留所が遠いから1万5,000円しか出しませんよと。特に桂岩地区の一人の方にも、なぜ、そんな不公平が起きてくるのかなというような気持ちで精査させていただきました。

三つ目が、美東地域の月額4,320円の負担に対して、これも討論の中で三好委員、あるいは秋枝委員か山中委員かわかりませんが、どちらかだったと思います。美東地区の救済だというふうにおっしゃった。まさに私たちもそう感じました。そのことによって、美東に、例えば2.7キロとかあるんで、おおむね3キロという線を引かれたんではなかろうかと思うんですが、しかしながら、美祢市はじゃあ今まで、6キロを引いた定期運賃の2分の1とされております。

で、一般質問がいろいろあっても、教育委員会はこの6キロと4キロだからということで終始してきました。そして、通学困難地域については、ほかの面で救済する、あるいは統合したところはスクールバス等でやる、それから、例えば伊佐小学校の例も討論会の中で挙げましたが、公共交通機関が廃止になった場合は、いわゆるあんもないと号で今通学しております。それから、上野地区においてはスクールバスを運行してやっております。ならば、そうしたスクールバスの対応、こういうことも、もっともっと検証すべきではなかったんじゃないかろうかというような気持ちがします。

ただ、中学校の統合ということは、旧美東町しかなかったわけですね。最近になっ

て出てきましたが、美祢市では中学校統合というのがなかったために、そうした事例もないのも確かではございますが、スクールバスでの対応、あるいは時限立法でですね、現在の利益を確保しながら、住民の皆さんにはそうしながら、スクールバスに対応するような検討もされてないやに思いました。

また、路線バスやスクールバスや、いろいろなものを落とし込んでいただいた地図も見せていただきましたが、もっともっと検討できるんじゃないかというようなことが見受けられました。

四つ目が、今後も学校統合は別問題で捉えるほうがいいんじゃないかと。どんどん統合が進んでまいります。したがって、遠距離と、それから学校統合等による特殊な事情、それから通学困難地域、やっぱり三本立てでやるほうが、むしろいいんじゃないかというふうな感じを受けて精査させていきました。

五番目がですね、このような、一般財源を恒常的に使う制度改正を実施する手続の場合、これも議論が分かれました。我々は総合教育会議等において、教育振興基本計画、美祢市の教育をどうしていくのか。通学路のことはありましたが、この通学助成については何も触れてないし、会議もされてない。ましてや今回、我々はそうしたものを、通学路の改善やそれも含めて、やはりこういうことも議論された上でやるべきではないだろうか。

あるいは、聞こうと思っても、庁内協議は——国会じゃないけど、記憶はあるけど記録がないと、こうおっしゃるんです。どこで何を決められたのかもわかりません。

例えば、先ほども申し上げましたけど、スクールバスを今国交省が、昨年3月—29年3月、四国地区を国交省が検証しております。その中で、国交省が変えているのが、スクールバスを一般の住民——条件がありますよ、ありますが、検証した結果、美祢市でも十分取り入れられる。スクールバスを無料で住民も供用することができるというのが、国交省の考え方ですね。こういうものも全く検討もなしにですね、どこで議論され、どこで決められたのか、全く分からないままに、突如3キロという問題が出てきたんですね。

私どもとしては、なぜあんもないと号やスクールバス等を含めて、住民あるいは通学の子どもたちの足をどうするかという総合的な検証はなされてないというふうに思いました。

六つ目が、最終的には3キロという正当性がどうしてもわからないままでございま

した。先ほども申し上げたように、通学区域の崩壊につながると、私たちは思います。個別に当たってみると、この人はそういう希望があるなというのがわかりました。1万5,000円じゃなくて、もっともっとバスに乗ればもらえる。ならば於福から、あるいは厚保からでも大嶺中に来たい。特に部活の問題で、そういう生徒が最近ふえております。

そうした中で、西岡市長は教育委員会の事務方から出たと、3キロというのは出たと、こう予算委員会でおっしゃっております。ところが、我々が精査していく段階では、教育委員会の事務方は、1月15日予算査定の時に、西岡市長より指示があったと、こう言ってるんですね。したがって、予算査定のヒアリングですから、我々に提出されたときは、言い方は悪いが、正確なものがいただけてないんですね。それに、山中議員が、この表でとおっしゃったんで、あの時も確かめました、教育委員会に。これは金額は合ってませんよねと言ったら、そうなんです。で、実際に調べてもなかなか難しく、どれがどれに当てはまるのかっていうのは極めて難しかったです。

そうしたことで、つまり市長ね、私、いらんことを言っちゃいけないかもしれませんが、虚偽の説明をされて、その上での政策立案を市民の皆様に対してですね、私は、冒涇したことになりゃしないかと思うんですよね。もっともっと、きちっとした答弁がいただきたい。

結果として、市長が正しいのか、事務方が正しいのかわかりません。今、日本の国会でもやっておるとおりです。真相をつかむことはなかなかできません。どちらかが嘘をついているということだけはわかりました。そうしたことで、逆に、もう精査する必要もないんじゃないかというのは、途中では思ったりしました。

7番目に、最後ですが、制度改正する場合、今回の案件は、これも大きく議論が分かれまして。総合教育会議において議論すべきだと。そして、私たちは、教育大綱を変更すべきだと。いわゆる通学の——通学路のことは記述されていたと思います。それ以外は入っておりません。

もし、今回のような大きな——例えば、我々が試算したら——また秋山委員からも御意見があろうと思いますが、私たちは1,000万は超すとみてるんです、別個に。なぜかといったら、交通手段に対して補助金が出るならば、学校の区域を越してでも通学ができるということになれば、そういうことが起きてくる。

したがって、これが延々と続くだろうなど。最終的には、それぞれの中学校の廃校

という問題も出るのではなかろうかということを思いました。

そうした意味から、教育大綱の変更を行い、その上で議会に上程するのが手続だなというふうに思いました。

以上のことから、二十日間もかけて精査作業をしても、どんどんどんどん迷路に入りました。これは事実です。さらに、平等性、公平性については検証が精査できないまままでございます。

これは蛇足でございますけど、60年ぶりに教育基本法ですかね、今から12年ぐらい前だと思いますよ。平成18年ごろだったと思いますが、定かではありませんが、新教育基本法が変わったと思います。そして、また一部改正が行われた。いわゆる本来の、この教育基本に定めている真の教育の基本をぶれることなく、再考をお願いをしたいなあと、こう思いながら精査ができませんでした。そのことについて、重々お断りを申し上げたいと思います。そこで、できなかつたお詫びは申し上げますが、山中委員さんに、納得していただけるかどうかお伺いをしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 山中委員。

○委員（山中佳子君） 納得いたします。

○委員長（猶野智和君） ほかに質疑ございますか。秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 今、私も精査をする資料をいただきたいということで、実は現場に何度となく行ってまいりました。おかげで車のほうもぶつけましたけども。

まず、本当に——私も一般質問でも申したと思いますけども、実際に私どもの近くの子どもたち、実際は2.7キロ、学校まであるわけですけども、その半分を親子で歩いて来られる、現在おられる。その方たちに対しても、1万5,000円を払おうとするこのたびの新制度、非常に疑問を感じました。

また、通学困難区域が、今現在もう既に解消されているにもかかわらず、ここにもお金を出そうとしておられる。これにも疑問を感じました。

また、本当に一番原点を考えてほしいのは、旧美祢市の補助制度、補助内容の基準も、この教育委員会から出された資料の中にみんなあるんですよ。旧美祢市は、住居に近い停留所から、先ほど竹岡委員も言われましたけども、6キロを差し引いた定期乗車運賃額の半分しか補助しませんよということです。

しかし、美東町は月額4,320円を除く定期乗車運賃額が払われておるということは、3分の2が補助をされておるとい、金額にしても十五、六万。これが、今度

新制度になると20万円という補助が出るということですよ。

そういった中であって、美祢市、今まで、先ほども申しましたように、この遠距離通学というのは、ほとんどなしなんですよね、これ。この資料を見てみますと。しかし、このたびは全てが1万5,000円支給しようということなんですよ。

しかし、ある地域においては、路線バスが何路線か通ってます。この方たちが路線バスを使うと、最大限で、新制度のもと、三百万弱ですけども、バスの通学、バス通学が可能な分がですね、573万9,000円、ちょっと正確な数字かどうかというのは別にして、最大限270万ほど、また市が払わなくてはならないということですよ。

市長は——私らがこういったことを言っているのは、こういったことが本当に協議をされてきたんですかということです。

この資料によりますと、ちょっと竹岡委員と日にちが違うんですけども、今年の1月11日のヒアリング、これ「資料なし」の資料なんですよね。資料なしということです。そして、それから4日後、1月15日のヒアリングに、この3キロ通学の支援というのが出てきておるんですよ。恐らく考えるに、この1月11日の時のヒアリングに、3キロにしたらどうですかということを、恐らく市長が言われたんじゃないかというふうに推測はされるわけですよ。

そして、出てきた資料が1月15日、その1月15日の資料の中にも、前も申したかと思えますけども、問題点、課題として、「徒歩で通学している状況に補助金をつけることになり、根拠に矛盾が生じる」ということまで、これ書いてあるんですよ。

なぜ、こういったことを議論されなかったかということです。そこを私は、ちょっと動議を出した関係上、質問するのはいかななものかなというふうに——調べさせたけども、大丈夫だというようなことでありました。そのことを、本当に市長、真剣に検討されたんですか。ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 執行部への御質問ということですね。西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 秋山委員の御質問で、3キロにした11日と15日のそのあいだだろうということでございます。

まず、11日のヒアリングの時に、教育委員会事務局のほうから出された資料、私と副市長でのヒアリングですけども、その時の補助内容にはかなり矛盾点があった。今御指摘されるように、3キロでなぜ線を引いたかというところの本質だろうという

ふうに思うんですけれども。

最初に出てきた改定内容についてはですね、先ほど1万5,000円という内容のところ、まずは2万円だったというようなところ、資料は出てないと思いますけれども……（発言する者あり）済みません。それは、今資料が出てないということですので、市長協議の……（発言する者あり）

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） いま、唐突に2万円ということが出たようでありますけども、できれば、その資料を出していただけたら、また我々も協議ができると思いますけども。これ、2万円ということは全然ないんですよ。

○委員長（猶野智和君） それでは、資料請求が出ましたので、ここで一旦暫時休憩いたします。

午後10時30分休憩

午後10時39分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。西岡市長。

○市長（西岡 晃君） まず、先ほどの経緯としては、そういった、事務局から——事務方が出てきた案についてもしっかり議論をして、先ほど申しましたけれども、膨大な資料の中から、どういった方法があるかということ、当然ながら精査しながら、しかしながら、先ほど竹岡委員も言われましたし、秋山委員も言われましたとおり、財政的な面も含めて、いかに、どういった方法が全市的に公平で公正に通学支援が行われるか、また、そういった中の——議論の中から、3キロという線を引かさせていただいたということでございます。

では、なぜ3キロの線を引いたかということでございますけれども、現在、美東地区の子どもたちが——生徒たちが、3キロからでも通学のバスに乗って通っておられます。この子たちを現行の条例に合わせて統一した場合、3キロから6キロまでの中学生の生徒に対しては補助が出ないということで、補助を打ち切るような条例になるということで、どうにか救済をしないといけない。その中で、全市的にやはり統一的なルールを決めようということで、3キロという線を引かさせていただいたということでございます。

また、先ほど竹岡委員が御懸念をされておりました、例えば於福だとか、厚保地区

の生徒がバスに乗れるんだったら、大嶺中学校に行く生徒がふえて、学校区が崩壊するのではないかという御指摘の御質問もありましたけれども、これについては、校区外の通学については補助の対象とはしておりません。校区外通学につきましては、自己負担で行っていただくというようなことにしておりますので、そういった懸念もございましょうけれども、そういった補助対象としては認めていないというところがございます。

また、この中でもスクールバスの活用について、議論をさせていただきました。当然のことながら、先ほど言われますとおり、スクールバスを購入して運行するに当たっては、交付税措置がされますので、有利なことは重々承知の上で議論をしてまいっておるところでございますし、しかしながら、現在のスクールバスや、例えばミニバス等の——現在運行しておりますミニバス等の運転手の確保にも、現在かなり困難を極めているというような状況で、美東中学校を仮にスクールバスにした場合、3台、多くて4台のスクールバスが必要になるということで、それを補うバスの運転手の確保をしようと思うとですね、五、六名、ないしは7名の方の雇用が必要になってくると。それは、なかなか現時点では困難ではなかろうかということで、現在の路線バスを活用して補助を行った通学体制をとれないかということ、しっかり議論させていただいております。

また、当然のことながら、スクールバスの検討は、今後とも進めていかないといけないというふうに思っておりますし、運転手の確保等が整う段階、そして、スクールバスで運用ができるように努力していくことは、当然だろうというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 恐らく、大義名分が格差是正という、大きな錦の旗だというふうに思います。が、しかし、やはり遠距離通学というのは、4キロ、6キロ、小学生が4キロ、そして中学生が6キロだということですよ、これが。

それが、美東町の制度が前からあるから、これは遠距離じゃないんですよ。通学の補助なんですよ。そこを分けて考えないと、全て遠距離にしてしまうと問題がありゃしないですかということ、初めから私は言っていると思います。

そうすると、これは、小学校の小さい子から中学校の大きな子まで、全部3キロで

すよということに、そこに矛盾を感じるんですよ。そしてまだ、なおかつ旧美祢市の生徒に全て1万5,000円あげましょう。そうでしょう、これ。おかしいと思いません、本当に。

ただ、先ほど言ったように、路線バスを使って来たら、もっともっと270万円も市から出さなくてはいけないんですよ。本当に市の財政は大丈夫ですかということですよ。おわかりになりますかね。だからそういう議論を、議論の場があったんじゃないですかということ。矛盾点の議論の場、だから、そこを答えていただきたいと思っています。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 秋山委員の御質問にお答えしたいと思います。

当然、そういった議論を喧々諤々としてまいりました。その中で、先ほども言いましたとおり、一番大きな命題は、やはり格差による保護者のあいだの不公平感を解消していこうということと、美祢市全体での通学費補助の条例を制定していこうというところがございます。

そうした統一した制度にするために、現状の各地区の現状を分析して、どこに線を引くのが、一番今の現状から離れていかないのかというところを精査した結果、今回出させていただいた条例案になったというところがございます。

これは、今までお示しもしましたとおり、協議を何度も重ねながら、確かに、最初のスタートはいろいろな案が出てきまして、先ほど秋山委員が言われましたとおり色々な矛盾点、そして、過剰な補助体制になってないのか、そういったこともいろいろな角度から協議をしながら、今の現状を分析した結果、3キロで線を引かさせていただいたというところがございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 一番初めから、まだ御理解をされておられないんですよ。遠距離通学のこれは、法律で定まったやつですよ。遠距離通学というのは、小学校は4キロ、中学校は6キロなんですよ。その法律で定まったものを、なぜ3キロに下げられたんですか、その議論はどこでされたんですかということを知っているんですよ。法律を無視してまでやるわけでしょう。交付税の対象にならない分でやっておられるんですよ。そういう議論をどこでされたんですかということなんですよ。

もう一つ言ってもいいですか。あの政策討論会の時に教育長がどういうふうに言われたか、ちょっと今ここに、私も資料がないもので、ちょっと、その資料を配っていただきたいというふうに思いますけども、時間とっていただけますかね。

○委員長（猶野智和君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後10時50分休憩

午後10時57分再開

○委員長（猶野智和君） 休憩前に続き、会議を開きます。

お手元に資料が届いていると思います。秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 先ほど、私の発言の中で、法律というような言葉を出しましたけども、これは、あくまでも学校規模に関する関係法令という中での適正な学校規模の条件の第4条の2項の中にあります、通学距離が小学校にあってはおおむね4キロ以内、中学校にあってはおおむね6キロ以内であることが適正な学校規模ですよ、それ以上は、遠距離通学ですよということでしたので。ちょっと誤解を招くような発言をしました。申し訳ございません。

今、これが政策討論会、3月22日の政策討論会の資料でありますけども、この中では安富委員の御発言に対して、岡崎教育長が申された点でございますので、御一読願ったらと思っております。

○委員長（猶野智和君） 朗読はよろしいですか。黙読でよろしいということですか。

それではほかにございますか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 秋山委員が言われたのは、恐らく3キロ、市長も先ほど喧々諤々やったような言い方をされたんで、我々はそれをどこでいつやられたか、その記録を出してくださいとお願いしたんですよ。出てこないんです。いつまで待っても。で、何で出てこないのと言ったら、ないとおっしゃるんです。そんな市政運営をしておられるんですか。庁内協議だとか、それからいろんな協議をやるときに、記録は何も残さないというやり方をしておられるのかどうか、それが一点。

それからもう一つは、教育基本法17条やったですかいね。いわゆる、その市町村の教育をやっていくのに振興基本計画をつくりなさいと、こうなっていますよね。今はそれが大綱ということに変わっております。美祿市の場合は、31年度までの7年間、平成25年から31年の7年間のことが位置づけられております。

その中で——よろしゅうございましょうか。通学路の安全確保というところに、こう書いてあります。「児童・生徒の登下校等の安全をサポートするスクールガードを組織するとともに、通学路の定期的な点検を行い、保護者や地域住民と連携した学校安全に取り組みます。また、遠隔地の通学児童・生徒については、引き続き、スクールバス等の交通手段を確保します」。これが基本計画の中にもうたわれておるんです。

だから、私が先ほど申し上げたのは、もし遠距離をいらおうとするならば、なぜ、こういう改正をしないんでしょうかと言いたいですね。

で、いいですか。教育という本来の目的は、市長、何なんですか。今回の資料の中に、全生徒を、1,500人の全生徒・児童を自宅から学校まで全部送りつけるのが、究極の云々と書いてあったんじゃないんですか。それが美祢市の教育方針なんですか、そんなことは、どこにもうたわれてないんですよ。

で、もう一つ、先ほど市長は、美東地区の、例えば2.7の人もおられるでしょう。それを、今支払ってるのが救えないとおっしゃったんです、旧法では、旧条例では。ごめんなさい、旧法じゃなくて旧条例。そうすると、旧条例の——現行条例ですよ、現行条例の経過措置の中に、この条例の施行の日の前日までに合併前——いわゆる合併前の美祢市立小中学校児童・生徒に対する通学費補助支給条例、または、美東町中学生徒の、これ生徒って書いてあるの中学ですよ——の通学費の補助に関するものが、みなし条項として残してあるんですよ。ですから現行条例でも救えるんです。救えないとおっしゃった、さっき。あれは間違いと思いますよ。救えます。今でもやっているじゃないですか。

ただ、おっしゃるように四千何ぼか、保護者の負担の軽減というところまではまだいえないでしょう。でも、それは美祢だって6キロ超したら2分の1でしょう。だから、それは秋山委員も言っているのは、遠距離通学の補助金と、それから統合したときの通学支援、それから困難地域の通学支援、この三つを一緒にされようとするから無理があるんじゃないんですか。私も一本化するところに無理があるんじゃないですかと申し上げました。

それはなぜかと言うと、精査していくにしたがって、だんだん矛盾点が出てきたんです。だから申し上げたんですが、市長の今の、現行条例で美東が救えないとおっしゃった真意を、ちょっともう一度お尋ねしたいのと、この教育——60年経って教育法ができましたね。どういう理念なんですか、それには。その辺もちょっとお尋ねし

たいと思います。あまりにもかけ離れた考え方が出てきていますから、よろしく願います。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） まず初めに、議論した内容の記録をどういうふうに行っているのかということでございますけれども、当然のことながら、何度も、協議をしたときには、資料に基づいて協議を重ねてまいっております。その資料は皆様方にお配りをさせていただいております。その遍歴によって、議論が変化していったと、内容が変化していくという過程はおわかりだろうというふうに思っておりますし、また先ほど、美東中を救えないという話でございますけれども、先ほど竹岡委員が言われたとおりでございます。四千三百何がしのお金が、美東中学校は負担がかかっているというところでございます。一番、遠距離通学6キロ以上の、遠距離通学の距離があるのも、現に美東中学校の生徒の方が一番人数が多いというところでございます。

そうした意味の中から、どうにか全市的な統一を図れないか、合併して10年経ちますので、どうにか図れないかということでございます。

秋芳中学校は、秋芳北中学校と秋芳南中学校が合併をいたしまして、スクールバスで——秋芳北中学校の地区の生徒たちはスクールバスで通っております。そういった中で、お隣の美東町の美東中学校に通う生徒との保護者間の不公平感というものが、美東中学校に通わせている生徒の保護者の方からですね、やはりそういった声もあるということは事実でございます。

そういった中から、3キロの線を引いて、保護者間の——全市的な保護者間の格差是正を図るためにも、どういった制度がいいのかということの研究しながら、進めてまいった次第でございます。

財政的な面もありますので、学校に近い3キロ未満のお子様、生徒や児童に対しての補助には至りませんが、3キロという線を引かさせていただいて補助を出すということでございます。

やはり、この地で教育を受けさせたい、そして、この地で住みたいというところに親御さんが思っただけのような、保護者が思っただけのような補助制度は、どういう補助なのかということも、一つ大きな要素になったということは事実でございます。

また、今言われたゼロキロから、いくらまでもスクールバスを走らせて、それが美

祢市の教育なのかというところでございますけれども、決してそういうことで言うて
るわけではなくて、究極の案は、スクールバスで全員の生徒・児童を安全に、安心して
学校まで通学できるような体制をとるとというのが究極的な目的、目標だというふう
に言ったところでございますし、生徒や児童の健全な育成を図っていくのは、当然教
育の根幹でございますから、そういったことにも配慮しながら、今回の条例を決めさ
せていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 新しい——言い方は悪いんですが、教育基本法の理念をお尋ね
したと思うんですが、お答えがなかったと思います。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 済みません。今教育基本法を持ち合わせておりませんので、正
確にはお答えを控えます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） それなら、まあ申し上げますが、先だって秋山委員の一般質問
の中でもあったと思うんですね。親子で手をつないで、皆が集まる場所までは、親
御さんが連れて来られる。そこから集団で登校される。まさに本当にほほ笑ましいと
思いませんか。僕はあの話聞いたとき感激しました。僕なんか、親に手をつないでも
らったことがないからね。感激しました。それは、新しい教育の中でも、学校、家庭
及び地域住民の皆さんとの相互連携と相互協力。連携、協力、こういうものが新たに
組み込まれたんですよ。何かあったら、やっぱり地域で子どもを見守ろうと、これは
原点だと思うんですね。夜、今度冬になって暗くなっても、見守り隊の方がやって
おられます。おかえり、ただいまとやっています。

市長、どねえ思うてんですか。こういうふうには、教育が大幅につけ加えられてきて
いるんです。ましてや美祢市の基本計画の中にはうたわれてもなければ、変更もされ
ていない。しかも、31年までは、これを変えられないんだろうと思うんですね。

で、さっきも、いろんところで議論した、その資料があるからわかるでしょうと、
私たちわかりません。いくら読んでも、どこでどういうふうに議論されたかというの
はないんです。議論するための資料はいただきました。だから、どこで議論され、そ

うしてその議論の結果を出してくださいと言っているわけですよ。もう一回お願いをしたいと思います。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡委員の御質問にお答えしたいと思います。

秋山委員が言われました、集団登校の場所まで、お子さんの手を引いて保護者の方が連れて行くほほ笑ましい姿、当然私もそういうふうと思います。

そういった環境ができるというのは、素晴らしいことだろうというふうに思いますが、しかし、全員が全員、そういった環境にあるとは限らないというのは事実だろうというふうに思います。

また、そういった地域で子どもたちを育てるということは、今美祢市は、全市でコミュニティスクールというところを行っております。そういったコミュニティスクールや地域の人たちに支えていただきながら、小学校や中学校を運営して、地域の文化や伝統、そういったものを吸収しているというところであろうというふうに思っております。

そうした中、今言われました、最終的に3キロ、4キロ、6キロが、どう3キロに変遷していったんだという議論の中でございますが、先ほど、この議論を進めるに当たって、資料も一番最初に、協議を行った日時を含めた、協議をこういうふうに行っているということを示させていただいて、最終的な結論は私が判断をいたしまして、最終案はこの議案として、予算案と一緒に提出をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 議員は同じ質問が3回しかできんから。だけど、はぐらかしてんですよね。これはあくまでも、私たちがいただいたのは、それぞれ協議するための資料なんですよ。こういう資料を使いましたというのはもらっているんですよ。

これでいう、どういう議論があったか読みと取れと言われてもですね、読み取れません。ですから、その議論の過程であるものを出してくださいとお願いをしているのに、なぜ答えられないんですか。別にはぐらかすことはないでしょう。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡委員の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほど来申しておりますとおり、協議をした日時、そして、協議をした時点での——その時点での協議をした資料は御提出させていただいておる。その中で、協議の議事録がないというふうな御指摘かと思えますけれども、これは庁内協議、全てが全て議事録を残しておるということはありませんで、当然、資料に基づいて、その中で協議、議論をしております。

その中では、やはり、当然、協議の内容を私も自分の資料にはメモをして、どういったことを自分で言ったかということは、メモ程度でございましたらありますけれども、正式な議事録として起こしているということはありません。

以上です。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 恐らく、論点がずれているように思うんですね。

それで今、例えば竹岡委員が言われた教育についてということで、従来、教育行政については、当然、教育長おられるわけですから、教育長が執行機関といいますか、執行されるわけですね。けれども予算は市長がつけられる、編成されるわけですから、最終的には市長の提案権のもとに出てくるわけですね。

間違っていたら御指摘をいただきたいんですが、私も、たびたび申し上げるんですが、平成27年4月1日施行の教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律ですね。これ、要約版見てるんですが、結局、今までそういうふうな感じで、なかなか市長としても、教育について、なかなか口を挟むことがやりにくいといいますか、そういうことが、この法律の改正で、市長が総合教育会議というものを召集して、重要な案件について審議をしますよと、こういうふうに書いてあると思うんですね。

それで、たびたび教育における——このたびは通学が問題になっているわけですね。で、義務教育における通学ってどういう位置づけなんか、どういう議論がされたのかというのがお聞きをしたい。

それというのは、やはり教育委員会事務局が案をつくりながら、恐らく市長は3キロにしなきゃ、これが一番ベストだろうということで指示をされたんだろうと、結果的にそういうふう思うんですね。

じゃあ、それをもとに、誰がその内容について、今言うように、何なのという話なんですね。どういうふうな議論がされたかということ。そこでされた議論、それを

お示しいただければ、ああそうか、教育委員会の中で、総合教育会議でもいいですが、教育委員会も、市長が入られるか入られないかぐらいの違いですから。基本的には、そこで十分な協議がされたんじゃないかということ、思いながらお聞きをするわけですよね。

そこで、総合教育会議については必ずしも開かなくてもええよと、こういうふうに書いてあるじゃない。じゃあ開かなくてもええのかねって、開かれなかったからええじゃない。でも重要な案件については、私たちは、このたびの、今秋山委員がたびたび言われました文科省が示している遠距離通学、これは学校規模についての附帯事項ですが、この4キロ、6キロについても、それを超えるものについては、交付税措置をしましょうというのが国の考え方で、それは国が義務教育に負う、一つの国の考え方として示しているんだろうというふうに。

で、この中で、じゃあ教育委員会ですよ。そしたら、教育委員によるチェック機能の強化のため、教育委員の定数3分の1以上の会議の召集の請求とかですね、教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理執行状況を報告する義務についての規定と、この下に会議の透明化のために、原則として会議の議事録を作成公表すること。つまり総合教育会議もそうなんです、基本的には公開をして、議事録をちゃんとつくりなさいよ、まあ、原則と書いてあるから、原則じゃから、なければなくてもええじゃないかというふうな議論にはなるかというふうに思うんです。

私は、岡山委員が前言われたと思うんですが、平成27年に執行されているわけですから、もう平成30年ですからね。だからこの辺のことが、数年経っても、それなりにできているか、できてないかということにもなるかというふうにも思うんですよね。だから、その辺のことについて、市長はどういうふうにお考えなんでしょう。

○委員長（猶野智和君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 安富委員の御質問にお答えをしたいというふうに思います。

まず初めに、教育委員会、総合教育会議じゃなくて、教育委員会会議の中で、この議論は当然されております。平成29年の8月25日でございます。これは公開をしておりますので、ホームページ等にも議事録が出ているというふうに思っておりますが、この中で、長谷川学校教育課長が通学費の補助制度の見直しについて、教育委員会のほうに諮っております。

まず、長谷川課長がどういうふうな発言をしたかと言いますと、本市では美祢市立小中学校児童生徒に対する通学費補助支給条例とその規則に従って、遠距離通学や通学困難な地域に存在する児童生徒に対して通学費の補助を行い、生徒児童の安全、安心を確保するとともに、保護者の負担軽減をこれまで図ってきた。しかし、その制度は、合併前の旧市町より引き継がれた内容であり、合併以前の旧市町における経緯や人口減少等による学校統合条件等により、通学費補助の対象金額、方法が異なっているという課題があった。

そこで、昨年度の6月議会で答弁した——これは、平成28年度の6月に秋枝委員が一般質問で言われた、通学費の全市的な統一についての質問に対して、私が答えたとおりのことですが、6月議会で答弁したとおり、地域間格差の是正はもとより、人口定住、教育環境の充実の観点から、通学費の保護者負担の軽減を行うことを軸とし、その制度の検討を行ってきたと。きょうはその制度を事務局案がまとまったことから、まず委員にお諮りをしたい。ということで、教育委員会の会議では諮っていったということで、そこから、委員からも質問なり、いろいろな意見が出てきたということでございます。

そこで総合教育会議——先ほど安富委員も言われたとおり、総合教育会議は私が召集をして、教育委員プラス、私が入って協議をする場でございます。そういった意味では、教育委員に、教育会議をする前に、こういった教育委員にお諮りをしたところ、この通学費の全市的な統一、補助制度を見直すことについては、異論がなかったということから、そういった総合教育会議に諮ることはなく、議案として出させていただいたということですが、安富委員や、3月7日の予算委員会の折に竹岡委員や秋山委員から言われたとおり、もう少し丁寧に総合教育会議に諮っておけば、一番ベストな状態であったろうというふうに思っておりますが、手順は踏んで、この条例案と予算案を出さしていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員長（猶野智和君） 安富委員。

○委員（安富法明君） 今言われたのが、29年の8月25日か、教育委員会会議をやったよということなんです、市長が今読まれたのは、それがあつたら出してもらおうかと思ったんですが、会議の冒頭に、この会議を開くための、昔で言えば委員長代理ですかね、職務代理になられる方の発言だろうというふうに思うんですね。

それで、私たちが、今竹岡委員も言われたんですが、教育委員会ですから、こういう言い方がいいのか悪いのかわかりませんが、我々が期待するのは、学校教育における、今通学で問題になっている、この通学ということは、どういう意味なのかね——なんでしょう、どう捉えておられるんでしょうかって、その辺のことが詳しく、やりとりとか会議録が残っていれば、会議録をつくりなさいというのは基本的にあるわけじゃないですか。そういうことを申し上げてきたと思うんですよね。無理難題を必ずしも言っているつもりじゃないんですよ。

討論会でも申し上げたんですが、例えば義務教育というのは、国は義務教育のために授業料を取ったらいけませんよとか、あるいは教科書も無償になりました。地方自治体は教育施設の整備をします。さらには、遠距離通学等に対しても、交付税措置をとってますよと、こういうことだろうと思うんですよね。

じゃあですね、先ほど竹岡委員からも話がありましたが、大切というか、言葉のあれを捉えるつもりはないんですけども、家から校門まで全部、基本的に送り届けるのが、安全に送り届けるのが究極の安全策というか、そういう、果たして理念で、理想だということで、教育委員会で皆そうだねっていうふうな話になっているんかどうかっていう辺は、私は重要だと思うんですよね。そうじゃないだろうという話を、今してるんだというふうに思うんです。だから、教育委員会の資料、あるいは、もうやられてないんだったら仕方ないんですけども、総合教育会議の議事録的にどれほど議論されたのか。

そこで、いや通学って、義務教育制度の中での通学って、こういうふうなもんだよねっていうふうなのが議論されて、その中で3キロとかっていうのが出てきたんだったら、私はそりゃあ、国はこうだけでも、美祿市はこうしようねっていうふうな、やっぱりそれぐらいの議論がされてたとしたら、私は今の委員の皆さんもちゃんと議論して、そういうふうな方向づけをしたんだなって。何度も方向づけの意見出ますが、内容について、どういうふうな議論がされたのかというのが、結果論しか見えないんですよ。そういうことです。だから、その辺をお聞きをしたい。

○委員長（猶野智和君） それでは、ここで一旦休憩いたします。

午後11時30分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年3月28日

予算決算委員長